

令和5年12月8日招集

令和5年大船渡市議会第4回定例会議案

大 船 渡 市

番 号	件 名
報告第1号	第一中学校解体工事の請負変更契約の締結に関する専決処分について
報告第2号	樹木倒壊事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について
議案第1号	大船渡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
議案第2号	大船渡市部設置条例の一部を改正する条例について
議案第3号	大船渡市職員定数条例の一部を改正する条例について
議案第4号	大船渡市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について
議案第5号	大船渡市下水道条例及び大船渡市漁業集落排水施設設置管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第6号	大船渡市民交流館条例の一部を改正する条例について
議案第7号	大船渡市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
議案第8号	大船渡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第9号	令和5年度大船渡市一般会計補正予算（第6号）を定めることについて
議案第10号	令和5年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を定めることについて
議案第11号	令和5年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を定めることについて
議案第12号	大船渡市民文化会館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
議案第13号	市道路線の認定について
議案第14号	大船渡漁港区域内の公有水面の埋立てに関し意見を述べることについて

報告第 1 号

第一中学校解体工事の請負変更契約の締結に関する専決処分について

令和 5 年 3 月 15 日に議会の議決を経た第一中学校解体工事の請負契約の締結に関し、その一部を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

令和 5 年 12 月 8 日提出

大船渡市長 渕 上 清

写

専 決 処 分 書

令和5年3月15日に議会の議決を経た第一中学校解体工事の請負契約の締結に関し、その一部を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び大船渡市長専決条例（昭和27年大船渡市条例第44号）第2条第9号の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 工 事 名 第一中学校解体工事
- 2 工事場所 大船渡市立根町字宮田地内
- 3 受 注 者 住所 大船渡市盛町字田中島27番地1
名称 株式会社佐賀組

代表取締役 高 橋 賢

4 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後	変更による増減
契 約 金 額	257,400,000円	261,817,600円	4,417,600円の増

令和5年10月16日専決

大船渡市長 淵 上 清

請負変更契約の概要

1 変更の理由

本工事における敷地整地の際の埋戻し土として、第一中学校改築工事において発生した残土を利用しているが、工事発注後の詳細な現場確認の結果、埋戻しに必要な盛土が当初の予定数量より少なくなり、一部の残土処分が必要となったことから、これに係る変更を行ったものである。

また、工事発注後において、廃棄する備品が確定し、処理作業が必要となったことから、これに係る変更を行ったものである。

さらに、校舎等の撤去作業の結果、産業廃棄物の処分量が、当初の予定数量より少なくなったことから、これに係る変更を行ったものである。

2 変更の内容 4,417,600円の増額

【主な変更の内容】

(1) 敷地整地工

旧校舎等の構造物を撤去後、実際の地中土質の状況把握や現況地盤高さの測量から積算した結果、埋戻しに必要な盛土が当初の予定数量より少なくなったため、盛土用に使用する予定であった残土の一部2,290 m³を、場外処分場へ運搬するための費用を増額したものである。

(2) 備品処分

旧校舎で使用していた机、いす、棚等の備品について、廃棄に伴う処理作業が必要となったことから、これに係る費用を増額したものである。

(3) 解体発生材処分

コンクリート破片の処分量を1,180 t から1,069 t に変更するなど、実績により、産業廃棄物の処分費用を減額したものである。

報告第 2 号

樹木倒壊事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について

樹木倒壊事故に係る損害賠償事件に関し、これに係る和解及びその損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

令和 5 年12月 8 日提出

大船渡市長 渕 上 清

写

専 決 処 分 書

樹木倒壊事故に係る損害賠償事件に関し、これに係る和解及びその損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 180条第 1 項及び大船渡市長専決条例 (昭和27年大船渡市条例第44号) 第 2 条第10号の規定により次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の相手方	和解の内容	損害賠償の額	損害賠償の原因
大船渡市猪川町字長洞90番地 田村 成雄	大船渡市は相手方に損害賠償の額 94,600円を支払う。	94,600円	令和 5 年 9 月 5 日、大船渡市猪川町字長洞地内において、市有地内の樹木が倒壊し、本件相手方である田村氏所有のフェンスを破損させた。 事故原因は、樹木が枯死しており、倒壊しやすい状態だったことによる。

令和 5 年 10 月 10 日 専決

大船渡市長 淵 上 清

議案第 1 号

大船渡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について

大船渡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を別冊のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年12月 8 日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与するため、情報通信技術を利用する方法により行政手続等を行うために必要となる事項を定めようとするものです。

議案第 2 号

大船渡市部設置条例の一部を改正する条例について

大船渡市部設置条例の一部を改正する条例を別冊のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年12月 8 日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

デジタルの活用により、業務の効率化及び地域の諸課題の解決を目指すこと、また、水道事業及び簡易水道事業の統合のため、分掌事務を見直そうとするものです。

議案第 3 号

大船渡市職員定数条例の一部を改正する条例について

大船渡市職員定数条例の一部を改正する条例を別冊のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年12月 8 日提出

大船渡市長 瀧 上 清

提案理由

水道事業及び簡易水道事業の統合等に伴い、所要の規定の整備をしようとするものです。

議案第 4 号

大船渡市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を別冊のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年12月 8 日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置を定めようとするものです。

議案第 5 号

大船渡市下水道条例及び大船渡市漁業集落排水施設設置管理に関する

条例の一部を改正する条例について

大船渡市下水道条例及び大船渡市漁業集落排水施設設置管理に関する条例の一部を改正する条例を別冊のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年12月 8 日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

下水道事業の経営基盤を強化し、安定的かつ持続的な事業運営のため、公共下水道使用料及び漁業集落排水施設使用料を改定しようとするものです。

議案第 6 号

大船渡市民交流館条例の一部を改正する条例について

大船渡市民交流館条例の一部を改正する条例を別冊のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和5年12月8日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

大船渡市民交流館の展示ホールの使用料を、類似施設との均衡を図るために見直し、改定しようとするものです。

議案第7号

大船渡市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

大船渡市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を別冊のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和5年12月8日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

大船渡市営球場及び大船渡市民弓道場の利用料金の上限額を、他のスポーツ施設との均衡を図るために見直し、改定するとともに、大船渡市三陸B&G海洋センターのスイミングプールを廃止しようとするものです。

議案第 8 号

大船渡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別冊のとおり
制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に
より、議会の議決を求めます。

令和 5 年12月 8 日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

水道事業及び簡易水道事業の統合に伴い、所要の規定の整備をしようとするも
のです。

議案第9号

令和5年度大船渡市一般会計補正予算（第6号）を定めることについ

て

令和5年度大船渡市一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和5年12月8日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第10号

令和5年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を定めることについて

令和5年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和5年12月8日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第11号

令和5年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を定めることについて

令和5年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和5年12月8日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第12号

大船渡市民文化会館の指定管理者を指定することに関し議決を求める
ことについて

大船渡市民文化会館の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和5年12月8日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

- 1 施設の名称 大船渡市民文化会館
- 2 指定管理者 住 所 東京都目黒区東山一丁目5番4号
KDX中目黒ビル6階
名 称 大船渡ぶんかクリエイティブ
代表者 アクティオ株式会社
代表取締役社長 淡 野 文 孝
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

大船渡市民文化会館の指定管理者を指定しようとするものです。

議案第13号

市道路線の認定について

市道路線を下記のとおり認定することについて、道路法（昭和27年法律第 180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

令和5年12月8日提出

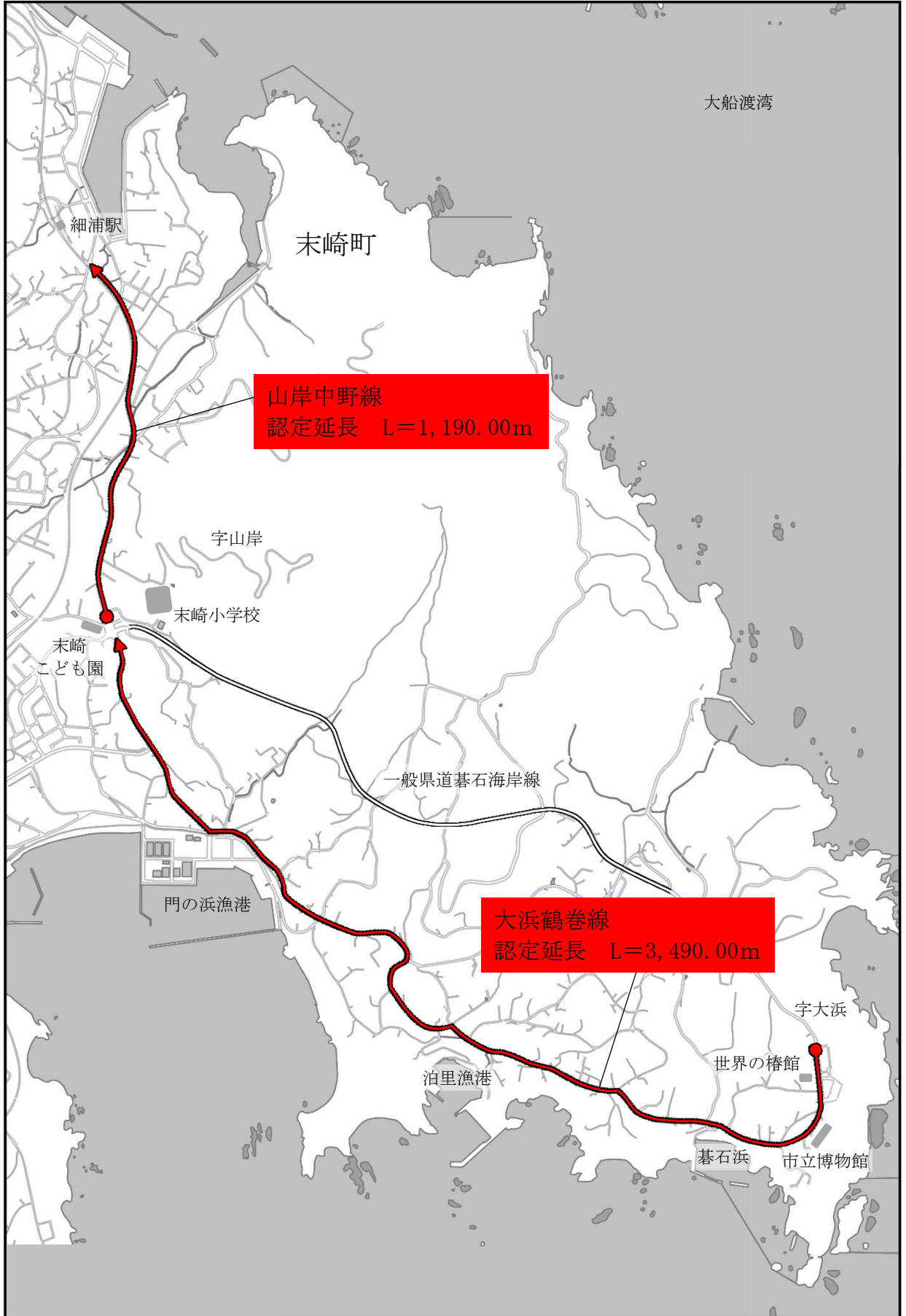
大船渡市長 渕 上 清

記

路線名	起 点	延 長	幅 員	重要な 経過地
	終 点			
大 浜 鶴 巻 線	大船渡市末崎町字大浜221番71地先	3,490.00 m	6.00m ～ 11.50m	
	大船渡市末崎町字鶴巻87番2地先			
山 岸 中 野 線	大船渡市末崎町字山岸2番1地先	1,190.00 m	6.50m ～ 8.00m	
	大船渡市末崎町字中野124番5地先			

提案理由

一般県道碁石海岸線の整備による道路の一部引受けに伴い、本路線を認定しようとするものです。



議案第14号

大船渡漁港区域内の公有水面の埋立てに関し意見を述べることに
ついて

岩手県知事から別紙のとおり大船渡漁港区域内の公有水面埋立てに関し意見を求められたので、下記のとおり意見を述べるため、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第4項の規定により、議会の議決を求めます。

令和5年12月8日提出

大船渡市長 淵 上 清

記

異議ありません。

提案理由

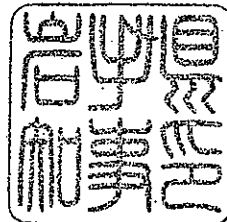
水産流通基盤整備事業により岸壁等の築造を行うため、岩手県が出願した公有水面埋立ての免許に関し、大船渡市長に対して意見を求められたので提案するものです。



漁港第 226 号
令和 5 年 10 月 25 日

大船渡市長様

岩手県知事 達 増 拓 也



大船渡漁港区域内の公有水面埋立免許出願に基づく諮問について

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記の公有水面埋立てについて意見を求めます。

なお、答申に当たっては、同条第 4 項の規定に基づき、貴市議会の議決を経て、その謄本を添付してください。

答申期限は、本文書の到達の日から 4 か月以内とします。

記

- 1 埋立の免許を出願した者
岩手県
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
大船渡市大船渡町字永沢 174 番 1、字上平 13 番 1、13 番 2、13 番 3、13 番 4、13 番 5、13 番 6、13 番 7、13 番 8、13 番 17 及び 13 番 18 地先水面
 - (2) 区域
別紙及び別添図面のとおり
 - (3) 面積
670.23 平方メートル
- 3 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置
2 (1) と同じ
 - (2) 区域
別添図面のとおり
 - (3) 面積
6870.28 平方メートル
- 4 埋立区域を包括する漁港名
第 3 種 大船渡漁港
- 5 埋立地の用途
漁港施設用地

6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

(1) 着手期間

免許の日から起算して120日以内

(2) しゅん功期間

着手の日から令和9年3月31日まで

7 埋立工事の概要

水産流通基盤整備事業計画に基づき、令和5年度から令和8年度にかけて、水産流通基盤整備事業をもって第3種大船渡漁港に-7.0メートル岸壁L=137.59メートルを築造し、その背後を別に記す埋立てに用いる土砂の採取場所より採取し、埋立てをして、

総面積 670.23平方メートル

内訳 岸壁敷 571.90平方メートル

漁港施設用地 98.33平方メートル

の各漁港施設を造成しようとするものである。

【担当】

農林水産部漁港漁村課

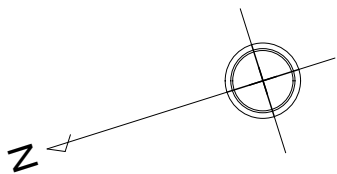
管理担当 菊池

TEL : 019-629-5827 (直通)

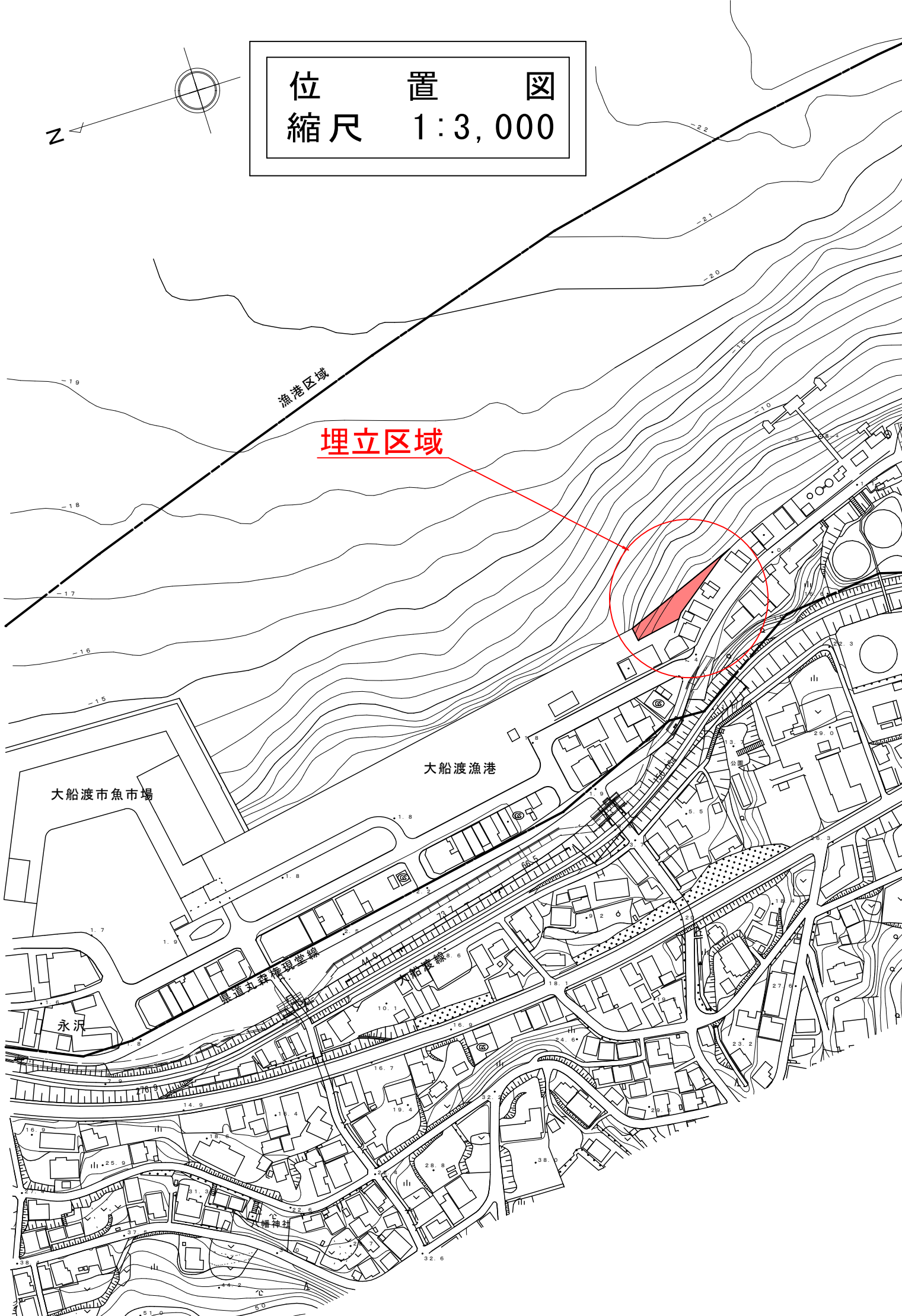
FAX : 019-629-5824

E-mail : hidefumi-k@pref.iwate.jp

埋立区域図及び埋立てに関する工事の施行区域図の原本の写しの添付は省略し、
位置図及び埋立区域求積図について、資料として添付



位置図
縮尺 1:3,000



漁港区域

埋立区域

大船渡市魚市場

大船渡漁港

厚田五森養老院

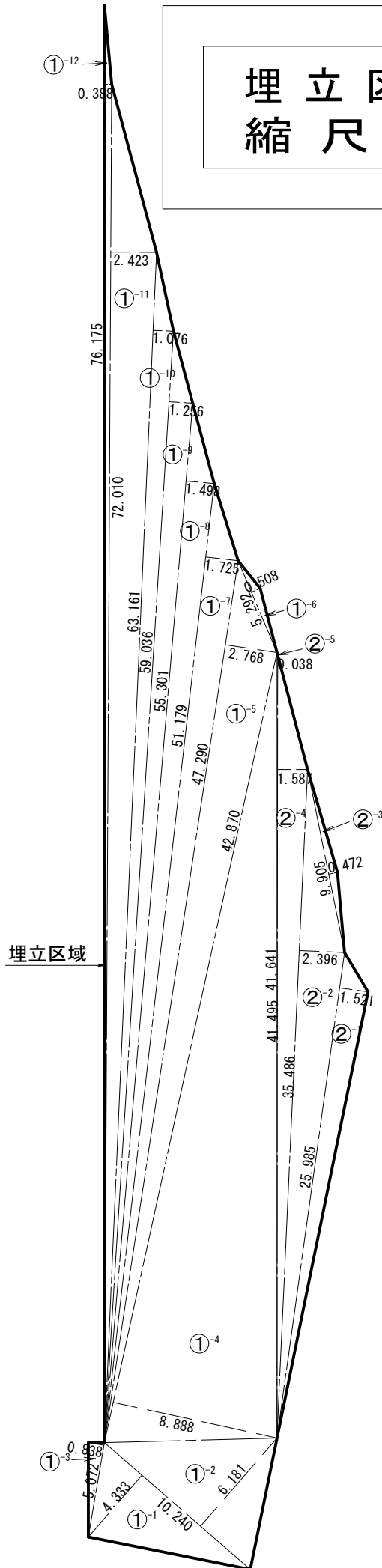
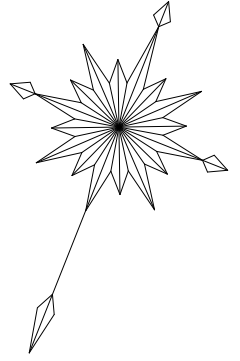
大船渡線

永沢

標神社

埋立区域求積図

縮尺 1:300



埋立区域面積

施設名	面積 (m ²)
①岸壁敷	571.90
②駐車場用地	98.33
埋立面積計	670.23

①岸壁敷

記号	底辺 (m)	高さ (m)	面積 (m ²)
① ⁻¹	10.240	4.333	44.370
① ⁻²	10.240	6.181	63.293
① ⁻³	5.072	0.838	4.250
① ⁻⁴	42.870	8.888	381.029
① ⁻⁵	47.290	2.768	130.899
① ⁻⁶	5.292	0.508	2.688
① ⁻⁷	51.179	1.725	88.284
① ⁻⁸	55.301	1.498	82.841
① ⁻⁹	59.036	1.256	74.149
① ⁻¹⁰	63.161	1.076	67.961
① ⁻¹¹	72.010	2.423	174.480
① ⁻¹²	76.175	0.388	29.556
倍面積			1143.800
面積			571.900
地積			571.90

②駐車場用地

記号	底辺 (m)	高さ (m)	面積 (m ²)
② ⁻¹	25.985	1.521	39.523
② ⁻²	35.486	2.396	85.024
② ⁻³	9.905	0.472	4.675
② ⁻⁴	41.495	1.587	65.853
② ⁻⁵	41.641	0.038	1.582
倍面積			196.657
面積			98.329
地積			98.33

資 料

公有水面埋立法（抜粋）

第3条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第2項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ3週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

④ 市町村長第1項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス